

24春闘 中央行動要綱

2024年3月6日(水) 行政交渉

2024年3月日(木) 院内集会・丸の内デモ



全国港湾・港運同盟

24春闘 中央行動 要綱

24春闘勝利・大幅賃上げ!

ユーザーは利益を港運に還元せよ!

港湾を兵站基地にするな!

《行動日時》

- ① 2024年3月6日(水) 13時00分~17時00分
- ② 2024年3月7日(木) 7時30分~15時00分

《行動内容》

- ① 行政交渉(国土交通省、厚生労働省、経済産業省・資源エネルギー庁)
- ② ユーザー要請(日本貿易会、外国船舶協会)
- ③ 院内集会(衆議院第2会館 多目的ホール)
- ④ 丸の内屋デモ

《時間割》

3月6日(水) 行政交渉

- 13:00 国土交通省前(外務省側)集合
- 13:10 意思統一
- 13:30 国土交通省交渉
- 15:00 国土交通省交渉終了(移動なし)
- 15:20 厚生労働省交渉
- 16:50 散会/団結ガンバロー
- 17:00 解散

3月7日(木) 院内集会、丸の内屋デモ、行政交渉、ユーザー要請

- 7:40 衆議院第2議員会館集合
- 8:00 院内集会
- 9:00 院内集会終了
- 10:00 東京會館南側集合
- 10:15 意思統一
- 10:30 デモ行進開始(東京會館~東京駅中央口前~神田橋公園)
- 11:20 デモ行進終了
- 11:30 まとめと報告
- 11:50 経団連前にてシュプレヒコール
- 12:00 デモ解散
- 13:30 日本貿易会要請
- 14:00 経済産業省・資源エネルギー庁交渉
- 15:00 外国船舶協会要請

以上

各集会司会進行

3月6日(水)

- (1) 行政交渉 意思統一 (13:10~13:30) 国交省前
- ① 司会 石渡実行委員
 - ② 挨拶 全国港湾真島委員長、港運同盟足立会長
 - ③ 団結ガンバロー 全国港湾竹内委員長代行
- (2) 散会 (16:50~17:00)
- ① 司会 石渡実行委員
 - ② 団結ガンバロー 全国港湾真島委員長

3月7日(木)

- (1) 院内集会 (8:00~9:00)
- ① 司会 松永実行委員
 - ② 主催挨拶 全国港湾真島委員長
 - ③ 各政党の激励 立憲民主党・国民民主党・社民党
 - ④ 交渉・要請説明 全国港湾玉田書記長
 - ⑤ 質疑
 - ⑥ 午後からの行動指示 松永実行委員
 - ⑦ 閉会挨拶 港運同盟足立会長
- (2) 丸の内デモ 意思統一 (10:00~10:30) 東京會館南側
- ① 司会 石渡実行委員
 - ② 挨拶 全国港湾真島委員長
 - ③ 千代田区労協挨拶 小林事務局長
 - ④ 団結ガンバロー 港運同盟足立会長
- (3) デモ行進 (10:30~11:30)
- ① シュプレヒコール 石渡実行委員、検数労連(街宣車)
 - ② 警備 松永実行委員(先頭)、小島実行委員(中段)、岡部実行委員(しんがり)
 - ③ 街宣車(1台) 全港湾横浜より借用(運転手含み)
 - ④ 隊列 全国港湾・港運同盟中央~地区港湾代表~
~港運同盟~東京港湾~川港労協~全横浜港湾~
~千代区労協
- (3) まとめ報告 (11:30~11:50) 神田橋公園
- ① 司会 石渡実行委員
 - ② 挨拶 全国港湾真島委員長
 - ③ 総評 全国港湾玉田書記長
 - ④ お疲れ様ガンバロー 港運同盟足立会長
 - ⑤ 解散 経団連前に移動
- (4) 経団連前シュプレヒコール(経団連前) (11:50~12:00)
- ① シュプレヒコール 全国港湾石橋副委員長

以上

3月6日(水) 24春闘 中央行動 行政交渉名簿

国土交通省(13:30) ・ 厚生労働省(15:20)

番号	氏名	出身単組・出身港湾	番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	真島 勝重	全国港湾 中央執行委員長(責)	38	長尾 誠一	全国港湾 中央執行委員
2	足立 賢次	港運同盟 会長	39	増田 光男	全国港湾 中央執行委員
3	竹内 一	全国港湾 中央執行委員長代行	40	石原 潤人	北海道港湾 副議長
4	鈴木 誠一	全国港湾 中央執行副委員長	41	秋山 光明	北海道港湾 事務局長
5	石橋 寛	全国港湾 中央執行副委員長	42	二本柳 英樹	東北港湾 事務局長
6	遠藤 一幸	全国港湾 中央執行副委員長	43	千葉 隆志	東北港湾 幹事
7	梶山 裕史	港運同盟 副会長	44	森口 一男	日本海地方舞鶴支部 執行委員長
8	合田 悟志	港運同盟 副会長	45	城光 茂	日本海地方伏木支部 執行委員長
9	玉城 洋	港運同盟 副会長	46	阿部 純夫	東京港湾 書記長
10	服部 千年	港運同盟 中央委員	47	古田 将也	東京港湾 副執行委員長
11	戒 良一	港運同盟 中央委員	48	安嶋 忠史	川港労協 事務局長
12	玉田 雅也	全国港湾 書記長	49	寺田 龍磨	川港労協 副議長
13	横山 直彦	港運同盟 事務局長	50	渡邊 直人	全横浜港湾 副執行委員長
14	高島 弘司	全国港湾 書記次長	51	荒井 一美	全横浜港湾 書記長
15	鈴木 龍一	全国港湾 中央執行委員	52	内田 剛	駿河港湾 議長
16	高山 昌悦	全国港湾 中央執行委員	53	大野 裕康	全港湾 東海地本
17	橋崎 正伸	全国港湾 中央執行委員	54	藤井 将俊	名港労協 事務局長
18	松永 英樹	全国港湾 中央執行委員(国/記)	55	上條 清隆	名港労協 幹事
19	川村 俊	全国港湾 中央執行委員	56	三宅 肇	大港労協 事務局長
20	新妻 秀樹	全国港湾 中央執行委員	57	渡辺 達也	大港労協 事務局次長
21	西脇 敬	全国港湾 中央執行委員	58	西澤 昭徳	神戸港湾 事務局長
22	法本 健吾	全国港湾 中央執行委員	59	飛田 雄一	神戸港湾 事務局長代理
23	山田 敏也	全国港湾 中央執行委員	60	元木 啓次	四国港湾 事務局長
24	中山 好孝	全国港湾 中央執行委員	61	福田 亮	関門港湾 副議長
25	德里 則之	全国港湾 中央執行委員	62	木原 國博	関門港湾 事務局長
26	吉岡 幸治	全国港湾 中央執行委員	63	縄田 健之	博多港湾 副議長
27	稲田 年弘	全国港湾 中央執行委員	64	宮路 晋	博多港湾 事務局長
28	大石 浩二	全国港湾 中央執行委員	65	下村 浩樹	鹿児島港湾 議長
29	岡部 正浩	全国港湾 中央執行委員(厚/記)	66	白澤 征也	鹿児島港湾 事務局長
30	山田 拓	全国港湾 中央執行委員	67	石川 重宗	沖縄港湾
31	光部 泰宏	全国港湾 中央執行委員	68	山城 隼	沖縄港湾
32	園田 高義	全国港湾 中央執行委員	69	古澤 隼実	日港労連
33	外池 徹雄	全国港湾 中央執行委員	70	上村 翔大	全国港湾 書記局
34	石田 壮一	全国港湾 中央執行委員	71	石渡 周二	全国港湾 教宣委員(写)
35	中辻 浩二	全国港湾 中央執行委員	72	市川 康太郎	全国港湾 書記局(車両班)
36	小嶋 敏弘	全国港湾 中央執行委員	73	藤木 茂	全国港湾 教宣委員(車両班)
37	赤松 和吉	全国港湾 中央執行委員	74		

(責) = 責任者 (記) = 記録者 (写) = 写真担当

合計 73名

3月7日(木) 24春闘 中央行動 行政交渉名簿

経済産業省 ・ エネルギー庁(14:00) 労側13:45集合

番号	氏名	出身単組・出身港湾	番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	石橋 覚 <small>イシハシ サトル</small>	全国港湾 中央執行副委員長(責)	8	新妻 秀樹 <small>ニイヅマ ヒデキ</small>	全国港湾 中央執行委員
2	高島 弘司 <small>タカシマ コウジ</small>	全国港湾 書記次長	9	岡部 正治 <small>オカベ マサヒロ</small>	全国港湾 中央執行委員
3	合田 悟志 <small>ゴウダ サトシ</small>	港運同盟 副会長	10	光部 泰宏 <small>ミツベ ヤスヒロ</small>	全国港湾 中央執行委員(記)
4	横山 直彦 <small>ヨコヤマ ナオヒコ</small>	港運同盟 事務局長	11	森口 一男 <small>モリグチ カズオ</small>	日本海地方舞鶴支部 執行委員長
5	服部 千年 <small>ハットリ ツトシ</small>	港運同盟 中央委員	12	元木 啓次 <small>モトキ ケイジ</small>	四国港湾 幹事
6	橋崎 正伸 <small>ハシザキ マサノブ</small>	全国港湾 中央執行委員	13	古澤 隼実 <small>フルサワ タカミ</small>	日港労連 書記次長
7	川村 俊 <small>カワムラ シュン</small>	全国港湾 中央執行委員	14	石渡 周二 <small>イシワタ シュウジ</small>	全国港湾 教宣委員(写)

(責) = 責任者 (記) = 記録者 (写) = 写真担当

合計 14名

3月7日 貿易会(13:30)

番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	玉田 雅也 <small>タマダ マサヤ</small>	全国港湾 書記長
2	中辻 浩二 <small>ナカツジ コウジ</small>	全国港湾 中央執行委員(責/記)
3	園田 高義 <small>ソノダ タカヨシ</small>	全国港湾 中央執行委員(写)
4	赤松 和吉 <small>アカマツ カズヨシ</small>	全国港湾 中央執行委員

合計 4名

3月7日 外船協(15:00)

番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	玉田 雅也 <small>タマダ マサヤ</small>	全国港湾 書記長
2	園田 高義 <small>ソノダ タカヨシ</small>	全国港湾 中央執行委員(責/記)
3	中辻 浩二 <small>ナカツジ コウジ</small>	全国港湾 中央執行委員(写)
4	赤松 和吉 <small>アカマツ カズヨシ</small>	全国港湾 中央執行委員

合計 4名

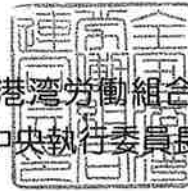
(責) = 責任者 (記) = 記録者 (写) = 写真担当



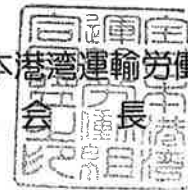
2024年 3月 6日
全国港湾23 発第67号
港運同盟発23—第9号

国土交通省 港湾局
局長 稲田 雅 裕 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真 島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次



港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

(1) 2022年(令和4年)7月に貴省が策定された、「港湾労働者不足対策アクションプラン」は、「未来の港湾物流の維持・発展のために」として、港湾運送事業の現状を「人手不足」にフォーカスし、対策として「特定限定許可制度」を講じたが、規制緩和政策から脱却できていないことや、大手事業者の参入を招くことも懸念され、既存事業者間の協業を阻害することになり反対である。

については、「特定限定許可制度」の申請があるなしに拘わらず継続することのないように強く求める。

また、特定限定許可制度導入後の施行状況をチェックすることを目的とする「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」を来年4月目途として設置することの確認を行ったが、この「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」については、中央との連携を取るべく、各運輸局での設置を強く求める。

(2) したがって、貴省が港湾労働者不足対策を本気になって進めるためには、港運事業者が「人材確保」、「労働条件整備」、「賃金向上」に資する原資が不可欠となっており、

適正料金確保が最重要課題となっている。また、ユーザー負担である福利基金など付加料金さえも港運事業者が負担している。

については、政府のすすめる「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づく施策を船社や荷主（団体）へ強力に推し進めるとともに、元凶となっている届出料金を適正な料金収受となるよう、経産省や中小企業庁と協議すること。

また、貴省が物流業界の抱える「2024年問題」の解決に向けて、2023年7月21日に創設した、「トラックGメン」と同様に、港運業界においても、荷主企業や元請事業者の監視を強化する「港運Gメン（仮称）」創設などの対策を具現化すること。

(3) 「人材確保」、「労働条件整備」、「賃金向上」を行わないと人材不足になるという産業は、2024年問題での「トラック産業」、「建設産業」などがあるが、トラック産業では国交省も「標準的な運賃」など積極的に対策を行っている。

建設業界でも国交省は建設業の賃金のもとになる労務費の目安を設け、とび職や鉄筋工などを念頭に職種ごとに標準的な水準を示すとしている。また、ゼネコンなどが下請け企業に著しく低い単価を設定している場合に国が勧告など行政指導する仕組みも検討するとある。

このように他産業で実施されている取り組みについても、港運産業にも適正な料金収受ができ、かつ産別協定を順守できる賃金コストも反映した施策を早急に求める。

2. 港湾運送と港湾労働秩序に係る課題

(1) 2024年1月1日に発生した、「能登半島地震」は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在、事業運営もままならず、港湾労働者も就労する場を奪われている。貴省においての、人命救助や被災者支援など迅速な対応には感謝するが、早期の復旧・復興には港湾施設を利用することが必然となり、港湾運送事業を維持継続するためにも、被災した港湾施設の復旧なしに周辺港への貨物流出はあってはならず、被災港湾施設の早期復旧が最優先されるものと考えている。

については、被災した港運事業者や関係行政機関との連携を強め、一日も早い復旧を行い、事業の継続と雇用の場を確保すること。

(2) 秋田港で見られるように、地方行政・港湾管理者及び港湾使用者(船社・荷主)或いは、地域秩序を乱す過当競争を生み出す事業者等による一方的な港湾利用や変更には、雇用や就労に大きな影響を与えることから、所管官庁として港湾労働秩序に影響を及ぼさない対応を行うこと。

(3) 港湾政策や運用は、地域と中央(本省)に亘る課題や問題が存在することは、公共ふ頭である横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題により、明確となっている。今後

の港湾政策や運用が、より連携しやすい体制として行われるように、地区に於ける港湾審議会に港湾労組を加えた体制を整えること。

3. あらゆる港湾政策に係る課題

(1) AIターミナル構想によるRTG遠隔操作化導入事業によって必然的に人員削減と業域削減が進められようとしている。貴省による、2023年11月14日の回答にある、「港湾労働者の確保・定着に資するもの」とは真逆のことが行われており、「コンテナターミナルゲート高度化」においても、定着人数を削減することとなっている。

国の一方的な施策による港湾の体制的「合理化」については、断固として反対する立場にあり、「現在と将来の現場と職域・雇用を保障する」ことの出来ない施策は直ちに見直すこと。

(2) バルク戦略港湾構想により職域・雇用の場が喪失している。四国地域に限らず、バルク戦略港湾構想による地域での現状を貴省として把握し、「民・民間での問題」とせず、2011年3月31日付の参議院国土交通委員会の付帯決議に則り、また、施策の遂行者としての責任において雇用保障や雇用創出対策を早急に協議し対応すること。

そのためにも、集約された港以外の周辺港の第2次輸送について、調査を行い、結果を公表すること。

(3) 石炭火力発電施設の廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域を失うことが明確になりつつある。2023年閣議決定された「GX基本法」には、環境問題の解決や対策を実施するうえで、関係する産業分野に従事する労働者や、産業が立地する地域が取り残されることなく、公正かつ平等な方法により持続可能な社会へ移行することを目指す「公正な移行(Just Transition)」が付帯決議とされた。

しかしながら、貴省は我々が求めてきた、「必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置を講じること。同時に現時点における石炭火力発電所の休廃止状況等について電気事業連合会等に対して情報交換及び意見交換ができる場の設置を講じること。」について、何ら対応の結果を出せていない。雇用の場の喪失が待たなしとなっている港湾労働者に対し、前述の求めに応じ、早急に協議の場を設置すること。

また、現状の港湾貨物がエネルギー転換施策の一環で代替エネルギーとなり貨物変化があった場合でも、「公正な移行」の大義の下、引き続き「港湾運送事業の範疇」であることを明確化すること。

(4) コンテナラウンドユースの進展やインランドデポの拡大によって、通過貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められている。物流コストの削減と港湾での受け渡し行為回避による利便性の追及による荷主・ユーザーのためだけに作られたインランドデポに対し、港湾運送事業法1条の「目的・公共の福祉」に資するものであるか否かの判断と、港湾労働法上での脱法行為か否かの判断を港湾運送事業法を所掌する立場にたって、関係省庁を含めた「港湾機能対策会議(仮称)」を設置し、

作業実態など様々な調査の実施を図り、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

- (5) 前項で述べた「受け渡し行為」について、コンテナターミナル内での受け渡し行為はテナードとの見解が示されている。これは過去の在来船型荷役を想定したもので、ターミナル内の現状とは、かけ離れている。テナードで発生した受け渡しは、コンテナが搬出されるまで完了しておらず、ゲートでチェックした後に荷主に渡されるものであり、搬出後に初めて「受け渡し行為」の完了とされるよう見解を見直すこと。

また、コンテナターミナル内は、安全・安心な労働環境を守る観点からも港湾労働者の職域とすること。

4. 安全・安心の諸施策における課題

- (1) フレキシブルバッグの使用やコンテナ情報の周知徹底がガイドラインとして運用されているが、荷主など港湾利用者の性善説だけで安全は担保できない。よってタンクコンテナの推奨や港運事業者による重量・品目等の情報伝達体制を整備すること。
- (2) 本船設備について（揚貨装置など）厚労省と連携し、PSC（ポートステートコントロール）に沿って安全点検を行い項目表の開示徹底措置を講じること。
- (3) 国際海上コンテナ陸上輸送に於ける「特殊車両通行許可」について、実態は荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反をして運送行為をせざるを得ない状況となっている。ついては、関係省庁と連携を図り、荷主に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させた上で、運送事業者に運送依頼をすることを周知させること。

また、輸出コンテナに関わらず輸入コンテナについても、国際海上コンテナ陸上輸送の安全の観点から、コンテナの重量や偏荷重を公道へ出す前にチェックする必要がある。しかしながら、すべてのコンテナヤードに重量計が設置されているわけではなく、港湾管理者の財政を理由に、設置されていないところもある。いざ横転事故となれば海コンドライバの生命はもとより、一般車両ドライバーへも損害を与えかねない。

そうならないためにも重量計の設置がない港湾管理者や行政に対し、設置を促し、予算的措置を講じること。

- (4) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議での即時対応を図ること。
- (5) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、被災時の港運事業者及び港湾労働者が持続可能な救済措置制度を確立すること。

また、能登半島地震では、発生日時が1月1日という唯一の不稼働日ということで港湾労働者への被害は最小限に抑えられたが、平日の発生であれば、被災者が多数出ることが予想できる。

ついては、貴省において再度、港頭地区やコンテナターミナルにおける避難対策等を

確認するとともに、避難場所について確保することや耐震岸壁整備について、自然災害の影響を最小限にとどめる措置を講じること。

- (6) 港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事している。しかし、伝染病や感染症等が流行した場合、現場では人員不足により休暇を取得することや業務を維持することさえ困難な状況に陥る。

したがって、物流機能を止めないためにも、全ての港湾労働者に対して、国費負担による治療・予防接種等の保障体制を関係省庁と連携を図り、貴省として港湾労働者や事業者の負担にならないよう早急に制度を整えること。

以 上




2024年3月6日
 全国港湾23発第68号
 港運同盟発24一第10号

厚生労働省 職業安定局
 局長 山田雅彦 殿

全国港湾労働組合連合会
 中央執行委員長 真島勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟
 会長 足立賢次



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 2024年1月1日に発生した、「能登半島地震」は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在、事業運営もままならず、港湾労働者も就労する場を奪われている。ついては、被災した港運事業者や当該労働局との連携を強め、一日も早い復旧を行い、事業の継続と雇用の場を確保すること。
2. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について
 - (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
 また、国交省が進めている2022年（令和4年）7月に策定した「港湾労働者不足対策アクションプラン」にある「特定限定許可制度」については、大手事業者の参入を招き、既存事業者間の協業を阻害することになり反対であり、貴省としても労働力不足対策を進める立場から港湾労働法の適用の拡大をはかり、一般派遣への道筋を認めないこと。
 - (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省・関係労働局・港運労使との四者協議を開催すること。

(3) 港湾労働秩序維持のために、六大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。

3. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議をすること。

(2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。

また、港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とするを目的に貴省を含めた関係省との協議会設置を図ること。

(3) 地方港に於ける特定港湾倉庫の指定状況について報告されたい。

4. 港湾運送料金の適正收受と商慣行の改善策について

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に收受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が收受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁である国交省と連携を図りながら船社・荷主(団体)に対し、港湾運送料金を産別協定が順守でき、適正な労務コストを繰り入れた原価計算による港湾運送料金の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

5. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置(港湾労働の定義改定など)について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数・検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

(1) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度の創設すること。

(2) 上記(1)をテーマとして、国交省と連携のうえ、四者協議を念頭に組合との協議を図ること。

(3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証については、引き続き組合との協議を開催し、課題の整理を行うこと。

7. 港湾の通過貨物対策について

近年、海上コンテナ輸送は、コンテナ対策・地球温暖化対策などにより内陸地でのインランドデポやコンテナラウンドユース事業が拡大し続けています。

このことは、港湾労働者の職域・業域を奪うものであり、社会悪物資を水際での排除を担ってきた港湾運送事業者を否定するものです。

よって、関係省庁を含めた港湾機能対策会議(仮称)を早急に設置し、作業基準など様々な調査の実施を図り、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

- (1) ILO 第 137 号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告(第 145・160 号)についても同様の措置を講じること。
- (2) なお、労働分野において、政策決定にあたっては、公益(政府)・労働者・使用者の3者が対等の立場で構成し協議することが、国際基準とされている(ILO 三者構成の原則)。したがって、石炭荷役の課題などについては、政・労・使の3者に加え、電力会社などの関係者を加えて協議し、対策を講じること。
- (3) 本船設備について（揚貨装置など）国交省と連携し、PSC（ポートステートコントロール）に沿って安全点検を行い項目表の開示徹底措置を講じること。

9. 伝染病・感染症について、港湾労働者の安全・安心を担保する措置

- (1) 外貿船(革新船・在来船)における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政・労・使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事している。しかし、伝染病や感染症等が流行した場合、現場では人員不足により休暇を取得することや業務を維持することさえ困難な状況に陥る。
したがって、物流機能をとめないためにも、全ての港湾労働者に対して、国費負担による治療・予防接種、罹患後遺症とワクチン接種による後遺症などの保障体制を関係省庁と連携を図り、貴省として港湾労働者や事業者の負担にならないよう早急に制度を整えること。

10. 国際バルク戦略港湾構想に伴い、港湾労働者の雇用が既に失われている四国地域に限らず、国際バルク戦略港湾構想による地域での現状把握を目的に関係省庁・関係する都道府県と連携を図り雇用補償や雇用創出対策を図るよう早急に協議の場を設置すること。
また、各都道府県や国土交通省との連携がみえるようにすること。

11. 石炭火力発電施設の廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことにおける必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置を講じること。

また、10 項と同様に各都道府県や国交省との連携がみえるようにすること。

以上



2024年3月7日
全国港湾23発第69号
港運同盟発24-第11号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 茂木 正 殿



港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 石炭火力フェードアウトに向けた状況について（資源エネルギー庁）
 - (1) 現在、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、中東紛争の激化により原油や天然ガスの価格が高騰し、世界各国では、エネルギー政策の転換が進んでいます。つきましては、日本における脱炭素化に向けた電力需給政策及び火力発電を取り巻く状況、石炭の安定供給確保に向けた進捗状況の説明を求めます。
 - (2) これまで資源エネルギー庁は「電力の安定供給は大前提」と説明していますが、非効率石炭火力への依存度が高い地方の電力会社はすでにフェードアウトに向けた施策を表明しています。つきましては、石炭荷役作業を引き受けている港湾運送事業の存続や港湾労働者の雇用問題などに向けた具体的な説明が重要視されることから貴庁を通じて、石炭供給を担う企業（商社等）及び地元電力会社に港湾労働組合の意向を伝えることを強く求めます。

(3) 今後、直面しかねない混乱に対する現実的な解決策など円滑に協議をすすめるための取り組みが求められます。つきましては、脱石炭に向けた代替的な政策等の情報交換及び意見交換ならびに、公正な移行（GX 基本法案に対する付帯決議）を実現することを目的に政策所掌官庁である資源エネルギー庁、港湾運送所掌官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「政労使会議」を設置し、具体的な対策を講じることを求めます。

2. 港湾運送料金の適正収受について（経済産業省）

(1) 2022年（令和4年）7月に国交省港湾局は港湾運送サービスを船社や荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の実態や適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定しました。とりわけ、同アクションプランの中で「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」が不可欠であるとしています。つきましては、貴省と国土交通省、中小企業庁と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金の適正収受を「後押し」していただきますよう求めます。

(2) 「人材確保」「労働条件整備」「賃金向上」を行なわないと人材不足になるという産業は2024年問題での「トラック産業」、「建設産業」などがあります。トラック産業では、国交省が「標準的運賃」などの対策を行なっています。建設産業でも国交省は建設業の賃金のもとになる労務費の目安を設け、とび職や鉄筋工など職種ごとに標準的な水準を示しています。このように他産業で実施されている取り組みを港運産業にも適用させるなど、港湾運送料金の適正収受を反映させるための施策として、港湾運送業界においても2023年7月21日に創設した「トラックGメン」と同様に荷主の適正料金支払いの監視を強化する「港運Gメン（仮称）」創設を求めます。

(3) 港湾運送料金については、依然として深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。つきましては、貴省と国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の見直し、同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては会社名を公表させるなどの行政指導を求めます。

3. 港湾の通過貨物対策について（経済産業省）

近年、コンテナラウンドユースの進展やインランドデポの拡大によって、港湾を通過する貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められています。

つきましては、コンテナラウンドユースやインランドデポの事業推進にあたって、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所掌官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との政労使による「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、必要な施策の改善と法整備を求めます。

4. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経済産業省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送が一般化しています。これまでの液体漏れ事故や横転事故を踏まえ、安全輸送を重視する立場からドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については「液体類専用タンクコンテナ」に切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。

5. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経済産業省）

海上コンテナ輸送を行う際「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。つきましては、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたうえで運送依頼をするよう求めます。

6. 自然災害対策について（経済産業省）

（1）近年、頻発する自然災害の影響で港湾地区に甚大な被害を及ぼしています。港湾機能を停滞させないためにも貴省と国土交通省が連携を図りながら港運事業者及び港湾労働者が持続可能な救済措置を受けるべく制度の確立を求めます。

（2）能登半島地震では、発生日時が1月1日という唯一の不稼働日ということで港湾労働者への被害は最小限に抑えられましたが、平日の発生であれば、被災者が多数出ることが予想できます。つきましては、貴省と国土交通省が連携を図りながら、港頭地区やコンテナターミナルにおける避難対策等を確認するとともに、避難場所の確保や耐震岸壁整備などについて、自然災害の影響を最小限にとどめる措置を講じるよう求めます。

(3) 能登半島地震は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在、事業運営もままならず、港湾労働者も就労する場を奪われています。港湾運送事業を維持・継続するためにも、被災した港湾施設の復旧なしに周辺港への貨物流出はあってはならず、被災港湾施設の早期復旧が最優先されるものと考えます。つきましては、被災した港湾運送事業者や国土交通省、当該運輸局との連携を図りながら荷主対策を含め、一日も早い復旧を行い、事業継続と雇用の場を確保するよう求めます。

7. 商品発送時における「送料無料」表示について（経済産業省）

「送料無料」の表示については、物流産業に従事するすべての労働者の地位を低下させるものです。近年インターネット販売が増加傾向のもと「送料無料」の表示を全面に掲げながら販売促進をしている通販業者が増加していることから「送料込み」など費用負担を認識できる表示への見直しに向けた取り組みを求めます。

以 上



2024年3月7日
全国港湾23発第71号
港運同盟発24—第13号

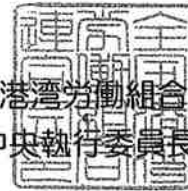
外国船舶協会

会長 甲斐 督英 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長

真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟

足立 賢 次



港湾労働政策に関する申入れ

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉え、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力してまいります。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるように港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金収受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されている。

港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」「取引適正化に向けた5つの取り組み」に基づき、多重構造化している港湾産業全体の職場環境整備や港湾労働者の待遇改善ができる料金の適正収受を行えるよう、関係官署と共に周知を行っていくこと。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

- (1) SOLAS 条約改定(2016年4月)による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、道路などインフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず、港湾作業や海上輸送を担う船舶の安全を担保するためにも、港湾運送事業者である第三者機関の証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政への働きかけを要請する。
- (2) 荷主による液体物のフレキシブルバック使用は、陸上輸送で多数の事故を引き起こしている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於ける船舶が重大事故に巻き込まれる恐れがある。したがって、荷主に対し液体貨物に特化したタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図った周知を行っていくこと。
- (3) 横浜港(2021年)で本船の揚貨装置(スプレッター)落下事故が発生し、人身災害は免れているが、重大インシデントとして安全点検活動を取り組んできた。しかし、2023年には4件のワイヤー切断による揚貨荷役機器落下事故が立て続けに発生している。命に関わる重大事故を招く可能性が非常に高いことから、船舶の運行管理者としての再発防止対策を徹底するよう要請する。

3. アライアンス再編に伴う港湾就労について


船会社の合従連衡によるアライアンス再編や航路再編に至っては、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを十分認識した上で、一方的な都合で再編を強行することが無いよう港湾産別の協定を遵守した対応を図り、日港協を介した事前協議制度を尊重し、港湾労働者の雇用や職域に影響する案件は慎重に対応していくこと。


以上



2024年3月7日
 全国港湾23発第70号
 港運同盟発24一第12号

一般社団法人 日本貿易会
 会長 國分文也 殿

全国港湾労働組合連合会
 中央執行委員長 真島 勝 

全日本港湾運輸労働組合同盟
 会長 足立 賢次 

港湾労働政策に関する申入れ書

貴台におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送料金の適正価格收受と価格転嫁政策について

- (1) 令和4年7月に国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金收受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正收受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されています。つきましては、職場環境整備や港湾労働者の待遇改善ができる料金の適正收受を行えるよう、関係官署と共に貴協会加盟店社に強く呼びかけていただくこと。
- (2) 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」「取引適正化に向けた5つの取り組み」に基づき、多重構造化している港湾産業全体に港湾運送料金の適正料金收受を継続的に行える様ご協力いただくこと。

2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。

3. 火力発電施設を2030年度までに段階的に休・廃止する政府方針に対応するために、各電力会社は次々と火力発電施設の廃止を地元で説明のないまま発表しました。これにより、石炭関連の荷役作業を主に事業展開している港湾運送事業者および関係企業の存続、またそれらに携わっている港湾労働者の雇用が危ぶまれています。しかしながら各電力会社からは何ら「情報開示」や「説明」が無い状況です。つきましては、火力発電に使用する石炭等を扱っている貴協会加盟店社を通じて各電力会社に対して、情報交換及び意見交換の場を設定するよう働きかけていただくこと。

4. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について
 - (1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった海上・港湾物流の安全措置としての「証明」効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」行為の徹底と港頭地域における重量検査（台貫場利用、庫前検量等）が即されるよう周知していただくこと。検査機関については、港湾運送の検査に精通する事業者（日本海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検）を起用していただくこと。
 - (2) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。
 - (3) フレキシブルバッグによる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バッグの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にもその旨を強く働きかけていただくこと。

以上

デモ行進隊列配置図

注) ① 隊列は3列縦隊をお願いします。
 ② 列の間隔を空けないようお願いします。

- ① 街宣車 (スピーカー、マイク)
 運転者：全港湾・横浜
 アナウンス：検数労連高木副委員長
 石渡実行委員

- ② 全国港湾、港運同盟 中央役員

- ③ 地区港湾代表

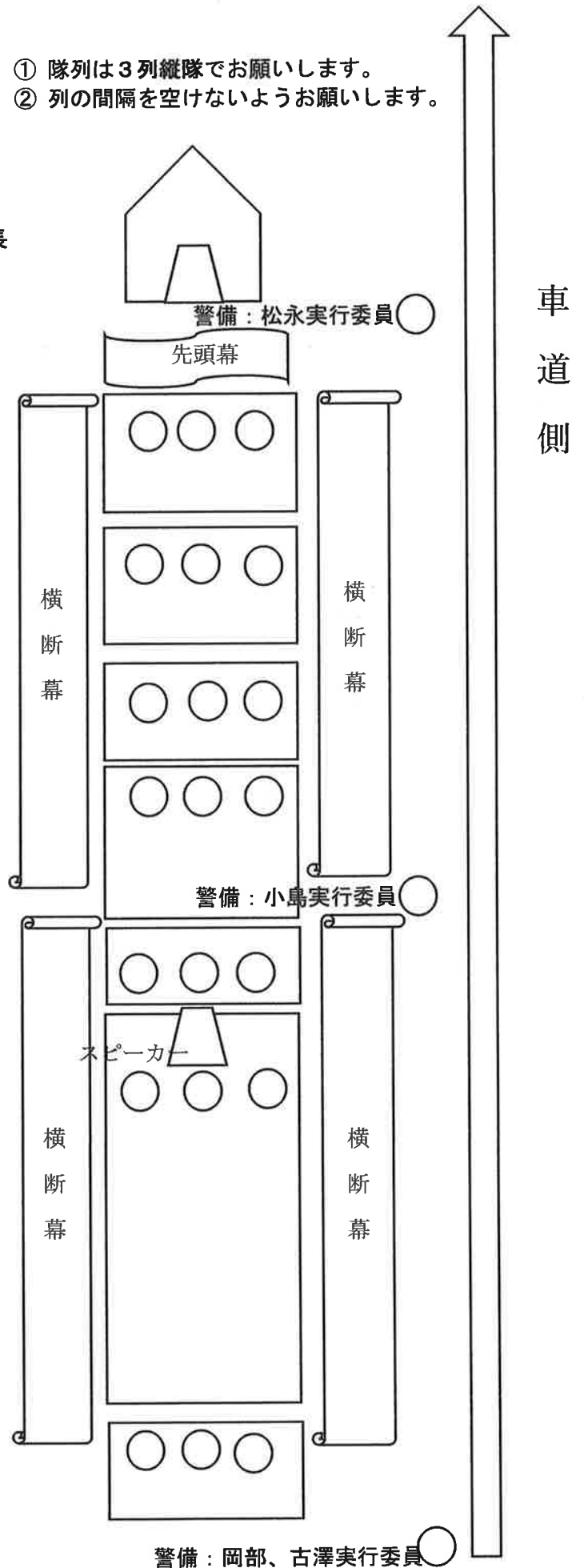
- ④ 港運同盟

- ⑤ 東京港湾

- ⑥ 川港労協

- ⑦ 全横浜港湾

- ⑧ 千代田区労協



24春闘中央行動 シュプレヒコール集

※行動参加者は、下線部分のシュプレヒコール唱和をお願いします。

- 憲法改悪反対!
- 憲法9条を守れ!
- 戦争する国づくり断固反対!
- 港湾を戦争する道具に使うな!
- 港湾を兵站基地にするな!
- 港湾利用者は、利益を港湾に還元せよ!
- 港湾利用者は、適正な作業料金を支払え!
- 作業料金ダンピングを許すな!
- 認可料金制度を復活せよ!
- 港湾労働法を全港・全職種に適用せよ!
- 港湾秩序を乱す新規参入反対!
- 港湾の合理化反対!・港湾の機械化反対!



